○第17号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　75、78
⑵　購入等件名及び数量　関東信越国税局管内各税務署における環境衛生業務（区分１　茨城県、区分２　栃木県、区分３　群馬県、区分４　埼玉県、区分５　新潟県、区分６　長野県）
⑶、⑸は、第１号の１⑶、⑸に同じ。
⑷、⑹は、第２号の１⑷、⑹に同じ。
2　競争参加資格
⑴、⑵、⑷から⑹は、第１号の２⑴、⑵、⑷から⑹に同じ。
⑶　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴は、第５号の３⑴に同じ。
⑵は、第２号の３⑵に同じ。
⑶　入札書の受領期限　平成27年３月16日17時00分（送付による場合は、必着のこと。）ただし、入札書を持参する場合は、開札の日時までとする。
⑷　開札の日時及び場所　平成27年３月17日10時00分　関東信越国税局20階入札室
4　その他
⑴、⑵、⑷から⑺は、第１号の５⑴、⑵、⑷から⑺に同じ。
⑶　入札者に要求される事項　この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加のために必要な書類を平成27年３月13日17時00分までに提出しなければならない。また、入札者は、開札の前日までの間において支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
5　Summary No. 17
⑴　The same with the Notice above (No. 1).
⑵　Classification of the products to be procured : 75, 78
⑶　Nature and quantity of the products to be rquired : The environmental health business in the Kanto-Shinetsu Regional Taxation Bureau tube each tax office (the group 1 Ibaraki, the group 2 Tochigi, the group 3 Gunma, the group 4 Saitama, the group 5 Niigata, the group 6 Nagano).
⑷　The same with the Notice above (No. 2).
⑸　The same with the Notice above (No. 1).
⑹①, ②, ④, ⑤　The same with the Notice above (No. 1).
③　Have Grade “B, C or D in the offer of services etc.” in terms of the qualification for participating in tenders by Organizations in the Kanto-Koshinetsu area related to the Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
⑺　Time-limit for Tender : 17 : 00, 16 March 2015 in case of by mail ; 10 : 00, 17 March 2015 in case of by hand.
⑻　The same with the Notice above (No. 1).
⑼　The same with the Notice above (No. 5).

○第18号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　57
⑵　購入等件名　源泉所得税の改正のあらまし等発送（代行）業務
⑶は、第１号の１⑶に同じ。
⑷は、第４号の１⑷に同じ。
⑸、⑹は、第１号の１⑸、⑹に同じ。
2　競争参加資格
⑴から⑹は、第１号の２⑴から⑹に同じ。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされた者であること。
⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
⑹　その他入札説明書による。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒330―9719 埼玉県さいたま市中央区新都心１―１さいたま新都心合同庁舎第１号館
関東信越国税局総務部会計課経費第一係　荒良和　電話048―600―3111　内線2123
⑵は、第２号の３⑵に同じ。
⑶　入札書の受領期限　平成27年３月24日17時00分（送付による場合は、必着のこと。）
⑷　開札の日時及び場所　平成27年３月25日午後２時30分から　関東信越国税局20階入札室
4は、第１号４に同じ。
5　その他
⑴、⑵、⑷から⑺は、第１号の５⑴、⑵、⑷から⑺に同じ。
⑶　入札者に要求される事項　この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加のために必要な書類を平成27年３月23日午後５時00分までに提出しなければならない。また、入札者は、開札の前日までの間において支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
6　Summary No. 18
⑴　The same with the Notice above (No. 1)
⑵　Classification of the products to be procured : 57
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Mailing agency business of outline of revision of the withholding tax etc.
⑷　The same with the Notice above (No. 4)
⑸　The same with the Notice above (No. 1)
⑹①～⑥　The same with the Notice above (No. 1)
⑺　Time-limit for Tender : 17 : 00, 24 March 2015 in case of by mail.
⑻　The same with the Notice above (No. 1)
⑼　Contact point for the notice : Yoshikazu Ara Section, Accounts Division, Kanto-Shinetsu Regional Taxation Bureau, 1―1 Shintoshin Chuo-ku Saitamashi, Saitama-ken 330―9719 Japan. TEL 048―600―3111 ex. 2123

○第19号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　23
⑵　購入等件名及び数量　新潟税務署ほかの備品の購入　一式（区分１～２）
⑶は第１号の１⑶に同じ。
⑷は第４号の１⑷に同じ。
⑸、⑹は第１号の１⑸、⑹に同じ。
2　競争参加資格
⑴、⑵、⑷から⑹は、第１号の２⑴、⑵、⑷から⑹に同じ。
⑶は、第９号の２⑶に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒330―9719 埼玉県さいたま市中央区新都心１―１さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越国税局総務部会計課用度係　竹ノ内孝行　電話048―600―3111　内線2130
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶は、第17号の３⑶に同じ。
⑷　開札の日時及び場所　平成27年３月17日13時30分から　関東信越国税局20階入札室
4は、第１号の４に同じ。
5　その他
⑴、⑵は第１号の５⑴、⑵に同じ。
⑶は第17号の４⑶に同じ。
⑷、⑸は第１号の５⑷、⑸に同じ。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺は第１号の５⑺に同じ。
6　Summary No. 19
⑴　The same with the Notice above (No. 1).
⑵　Classification of the products to be procured : 23
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Office Fixtures to be used in Niigata Tax Office etc 1 set (From group 1 through group 2).
⑷　The same with the Notice above (No. 4).
⑸　The same with the Notice above (No. 1).